

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査による本市の人口は、平成17年の62,723人から、令和2年には50,860人へと減少した。この間、全国の人口も減少し、その減少率は1.27%であるのに対し、本市は18.9%となっている。また、総人口に占める65歳以上の人口割合は、全国の28.6%に対し、本市は38.2%と高く、高齢化への進行が著しい。

平成28年経済センサスによる本市の全事業所数は4,079所（公務除く）で、従業員数は22,368人となっている。最も事業所数が多いのが製造業で、全事業所数の33.0%を占め、従業員数も6,428人と全従業員数の28.7%を占めている。続いて小売業が19.3%、3番目が宿泊業、飲食サービス業で12.9%となっている。そのほか本市は、日本海に面し豊富な海産物を漁獲する漁業をはじめ、耕地面積4,680haを有する農業は、専業・兼業を合わせた農家が1,478戸あり、さらには、これら地場産業から生み出される、地域資源を活かした観光業も本市の主要産業である。（耕地面積及び農家数は2020年農林業センサスによる）なお、本市は、2020年に創業300年を迎えた「丹後ちりめん」に代表される絹織物の日本最大の産地であり、その関連産業として成長してきた機械金属業を中心とする製造業が基幹産業である。ただし、従業員数10人未満の事業所が87.9%を占め、そのほとんどが小規模で零細な事業所である。

市内経済は、多くの事業者が新型コロナウイルスの影響を受けることとなり、景況に回復の兆しはみられるものの、製造業はもとより他の産業においても人手不足、人材不足が深刻化するなか、U・Iターン施策を積極的に推進して人材確保を図るとともに、先端設備等の導入により、生産性を向上することで人材不足を補う必要がある。

(2) 目標

本市の総合計画に謳う「北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」をより上げるためには、“経済の活性化”が重要な課題である。ブランド化と6次産業化を目指す農林水産業、「丹後ちりめん」に代表される絹織物の白生地生産量日本一を誇る織物業、市内に集積する高度な技術を誇る機械金属業、食や観光の恵みを与えるユネスコ世界ジオパークに認定されている「山陰海岸ジオパーク」を活用する観光業を基幹産業とし、これら産業の経営革新や販路拡大を図り、さらに新事業、新産業の創出を目指している。

これらを実現するための目標として、先端設備等導入計画の認定件数を、年あた

り20件とし、2年の計画期間中に40件程度を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市には、製造業、農業、建設業、観光業、サービス業、漁業、医療・福祉産業など多様な地域産業が息づいている。また、地域資源を活かし新しい分野の産業を創出するとともに、テレワーク等を活用した新たなワークスタイルも創造できる基盤を持っている。

よって、地域全産業の生産性向上を図ることが必要であるため、「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は、6次産業化を目指す農林水産業や、2020年に創業300年を迎えた「丹後ちりめん」を代表とする織物業、その織物業の関連産業として、近年発展した機械金属業、さらには豊かな観光資源を利用し発展した観光業といった産業が基幹産業である。そして、これら基幹産業の恩恵で小売業、サービス業のほか、多種多様な産業が地域偏在なく息づいていることから、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市は、農林水産業や織物業、機械金属業、観光業が基幹産業であり、これらの産業を中心に小売業やサービス業のほか、多種多様な産業が地域偏在なく発展し、息づいているため、対象業種及び事業については、限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 先端設備等導入計画の認定を受けようとする者に市税等の滞納があるときは、認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。